fato
ファーロ

あなたと暮らしを応援する法律情報誌

司法の窓

2006 Spring Vol.12

有限会社はなくなるの？

シリーズ会社法パート1
有限会社はなくなるの？
2006年5月に施行される「新会社法」。いったい有限会社はどうなるのか!?

連載エッセイ
吉永みち子のつれづれ日記
「シフトチェンジ。」

司法書士の情景
REPORT
司法書士と会社法制

おすすめワタシのレシピ⑥
家族みーんな大好き
「エビのマヨネーズソース和え」

有限会社はなくなるの？

2006年5月に施行される「新会社法」。今回、特に注目したいのは有限会社に関する内容です。そこで「有限会社　八百鮮」をモデルにこれから有限会社がどう変わるのか、まとめてみました。どうなる？有限会社、はじまり、はじまり…

「八百鮮」の主人

「八百鮮」の2代目。3年前に有限会社を設立して社長（代表取締役）となったが、店の実権はしっかり者の奥さんに握られている。

「八百鮮」の奥さん

「八百鮮」の取締役。経営全般をきりもりしている。

司法書士野々村

東京の郊外に事務所を開業して3年あまりの若手の司法書士。

東京司法書士会　野村耕史会員＝*Text*
M.NOSAKA＝*Model*
井出恒雄＝*Photograph*

有限会社はなくなるの？

冬の寒さもようやく緩み、春が近いことを感じさせる日光の暖かな午後、野々村司法書士はひとりの男性の訪問を受けた。

「先生大変です。うちの会社がなくなっちまいます」

事務所に入るなり突然そう切り出した男性の顔を見て、

野々村「おや、これは三丁目の八百鮮さん、お店がどうかされたんですか？」

と言いながら、野々村司法書士は3年前にこの八百鮮の主人の依頼で有限会社設立の登記をしたときのことを思い出していた。夫婦でいろいろと注文の多い仕事だったと記憶しているが…

八百鮮の主人「先生、ちょっとこれを見てください。この本のここんとこです。うちの女房がたまたま見つけて、すぐに先生のとこに相談に行けって言うので、すっ飛んできたんです」

野々村「どれどれ、『サルにもわかる新会社法』？面白い本が出ているんですね。ええと『新会社法による大きな変化のひとつは、有限会社がなくなることです。…』なるほどこの部分ですね？」

八百鮮の主人「ね、大変でしょう。せっかくここまで大きくしたのに店がなくなるかと思うと居ても立ってもいられなくてね」

野々村「いえ、心配はいりませんよ。この本でももう少し先まで読めば出てくると思いますが、なくなるのは『有限会社制度』であって、現実にある有限会社がなくなるわけではないんです」

八百鮮の主人「え？制度がなくなるのに会社は残る？」

野々村「そう、今まで①**有限会社**という会社は有限会社法という法律により規律されていました。しかし、新しく会社法という法律ができるとそれまでの有限会社法は廃止になるので、新たに有限会社を作ることはできなくなります。でも既存の有限会社については②**整備法**という法律をつくって、③**特例有限会社**という④**株式会社**として存続できるようにしたのです」

八百鮮の主人「有限の制度がなくなって、特例ナントカが株式になったんですか？」

野々村「いえ、有限会社制度がなくなって、有限会社が特例有限会社という株式会社になったのです」

八百鮮の主人「？？？」

野々村「わかりにくいと思いますので、もう少し細かく説明しましょう」

①**有限会社**…有限会社法に基づいて設立された会社。出資者（社員）の責任が出資額を限度とする点で株式会社に近いが、会社の組織や計算の点で株式会社より簡略化されていて、小規模な経営に向く。

②**整備法（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）**…会社法の施行に伴って廃止や変更を受ける法律についてその経過措置等を定めた法律。有限会社法が廃止され既存の有限会社がどうなるかは、主としてこの法律に規定されている。広い意味では「会社法」の一部と言える。

③**特例有限会社**…会社法施行時に存在する有限会社について、整備法によって会社法上の株式会社としての存続が特例として認められる有限会社。

④**株式会社**…従来より最も代表的な会社類型。会社法施行により有限会社類型も統合されて、小会社から大会社までカバーする、数の上では圧倒的多数を占める会社類型となる。

「特例有限会社」は今までとどこが違うの？

八百鮮の主人「特例有限会社というのは今までの有限会社とどう違うんですか？」

野々村「第一に、特例有限会社というのは、有限会社という名前がついていますがあくまでも株式会社の一種です。したがって、会社の機関や出資者・出資単位の呼び名が株式会社風に変わります。具体的に言うと、有限会社の①**社員**を特例有限会社では『株主』と呼ぶことになります。また、有限会社では出資の割合を『持分』と言い、出資の持分を何『口（くち）』持っているかでその割合を表現しましたが、特例有限会社では、『持分』は『株式』となり、その割合は何『株』という単位で表します」

八百鮮の主人「うちの場合だと、私と女房と親父が100万円ずつ出しているので、この3人が株主になるんですね。他にどんな違いがありますか？」

野々村「第二に、特例有限会社は特例という言葉がついていることからもわかるように、特別に認められた会社ですので、そのことがわかるように必ず『有限会社』を名乗らなければいけません。特例有限会社のままで他の会社に変更することはできないのです。ただ、その反面、従来の有限会社ではできなかった、新株発行や社債の発行をして、広く一般の人から出資を募ることができるようになります」

八百鮮の主人「うちは特に新株を発行するようなことは考えていませんが、社員が株主になったり、持分が株式になったりするのには、いろいろと面倒な変更の手続きが必要なんでしょうね」

野々村「いいえ、原則として何もいりません。従来の有限会社がそのまま特例有限会社になるだけであれば、持分を株式にするなどの呼称の変更等については登記官が職権でやってくれますので、②**特別な手続き**をする必要はないのです」

八百鮮の主人「ところで、うちの女房が前々から『③**共同代表**にしよう』って言うんですけどね」

野々村「そう、3年前の設立のときにもひと悶着ありましたね」

八百鮮の主人「最近もまたうるさいんですよ」

野々村「奥さんにとっては、ちょっと残念かもしれませんが、新会社法では共同代表の制度は廃止されて、登記できなくなるんです。すでに登記してある共同代表の登記も会社法が施行されると登記官の職権で抹消されます」

八百鮮の主人「へ～え、これで夫婦喧嘩のタネがひとつ減るってことか」

①**社員**…有限会社の出資者のこと。一般に会社に勤めている人のことを社員と呼ぶのとは意味が異なる。

②**特別な手続き**…例外として定款に次の事項について「別段の定め」がある有限会社は、会社法施行から6ヶ月以内に①発行する株式の内容、②発行済み株式の総数並びに種類及び種類ごとの数、の登記をする必要があります。

1 議決権の数又は議決権を行使することができる事項
2 利益の配当
3 残余財産の分配

実際にはこのような定款規定のある有限会社はまれと思われますが、もしこれに該当する場合は、司法書士に相談することをお勧めします。

③**共同代表**…会社を代表して契約等をする場合に、複数人が共同して代表権を行使するという制度。会社の意思決定を慎重に行うというメリットがあるが、現実にはあまり利用されず、またこの規定があることを知らずに代表者の一人とだけ取引した人とトラブルになる等の事例があるため、会社法施行と同時に共同代表の制度は廃止されることになった。

特例有限会社を株式会社に変更できるの？

野々村司法書士が特例有限会社について説明し終わったときに、事務所のドアをノックする音がした。出てみると、「八百鮮」の奥さんである。

八百鮮の奥さん「おじいちゃんにお店頼んできちゃった。それでどうなの？」

八百鮮の主人「どうもこうもない。店はなくならないし、手続きも必要ないってさ」

野々村司法書士はもう一度手短かに説明をした。

八百鮮の奥さん「じゃあ、特例有限会社をやめて株式会社の方がいいと思うようになったら、株式会社にすることはできるのかしら？」

野々村「はい。そのためには第一に、特例有限会社の株主総会を開いて、有限会社を株式会社に変更する①**定款変更決議**をします。このときの決議要件としては、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3以上の賛成が必要です」

八百鮮の奥さん「そのときにお店の名前もついでに変更できるのかしら？」

野々村「はい、できます。たとえば、『有限会社八百鮮』を『株式会社八百鮮』にすることも、『株式会社八百新』にすることも可能です」

八百鮮の主人「そんな決議にはおれは絶対賛成しないぞ。おれだって株主なんだから」

野々村「まあまあ、今のは仮定の話ですよ。それから第一に、登記手続きとして、②**特例有限会社の解散と株式会社の設立の登記**をすることになります」

八百鮮の奥さん「登記の手続き？」

野々村「特例有限会社は特別に認められた株式会社なので、普通の株式会社になるためには登記の上ではやや面倒な手続きをしなくてはいけないんです」

八百鮮の奥さん「その手続きはいつまでにしなければならないの？」

野々村「特に期間の制限はありません。いつでも好きなときに手続きが可能です」

八百鮮の奥さん「特例有限会社というのは、将来もずっと認められるの？」

野々村「はい。法改正がない限り③**特例有限会社のままでいること**ができます」

八百鮮の主人「それ見ろ。まったく、お前が早とちりするから、飛んだ恥をかいたよ」

①**定款**…会社の根本規則のこと。会社の目的、組織、業務などに関する基本的なルールが記載されている。会社法では「定款自治の拡大」と言って、定款に定めることで会社ごとに柔軟な経営ができる範囲が拡大された。

②**特例有限会社の解散と株式会社の設立**…登記手続きのうえでは、特例有限会社が解散して新しく株式会社が設立されるという形を取るが、これは古い登記簿を閉鎖して新しい登記簿を作成するための手続き上のものなので、実際には法人格の同一性が保たれる。

なお、この登記は商号変更決議のときから本店所在地においては2週間以内に申請を行う必要がある（支店がある場合は支店所在地では3週間以内）。

③**特例有限会社のままでいること**…特例有限会社のままでいることにも、株式会社に変更することにも、期間の制限はない。ただし、いったん株式会社になったら、再び特例有限会社に戻ることはできないので、株式会社に移行するかどうかの判断は慎重に行うことが望ましい。

株式会社にするメリットは？

八百鮮の奥さん「先生、株式会社にするメリットは？」

野々村「法律上のメリットという点では、株式会社にすると、より自由に会社設計ができるということがあると思います。株式会社では会計参与や会計監査人といったものを設置することもできますし、定款で定めることで、その会社に合った組織を作ることができます。また、企業の合併や買収・整理統合といった組織再編の分野でも、株式会社は自由度が高くなっています」

八百鮮の奥さん「逆に特例有限会社のメリットはどうですか？」

野々村「特例有限会社は、経営の自由度という面では制約を受けます。が逆に、小規模な会社にとっては、役員の任期がないこと、①**決算公告**が不要なこと、②**みなし解散制度**の適用がないこと等、面倒な手続きが少なくて手間がかからないのがメリットと言えるかもしれませんね」

八百鮮の主人「結局うちの場合、どっちがいいんだ？」

野々村「私の個人的な考えでは、これから会社をどんどんと大きくしていこうとするなら株式会社の方が有利です。逆に会社の規模は今のままでいいから手間や軽費を出来るだけ軽減したいと思うなら特例有限会社の方が良いのではないかと思います」

八百鮮の奥さん「役員は株式会社になっても変更しなくていいの？」

野々村「はい。従来の株式会社は最低でも取締役が3人、監査役が1人必要でしたが、新会社法では小規模の株式会社では取締役1人でも可能です。したがって、特例有限会社が株式会社になる場合でも通常は役員を増やしたりする必要はないのです。ただ、株式会社では役員の任期が③**10年まで伸長できる**ようになりましたから、そうした規定の適用を受けるのであれば定款にその旨定める必要があります」

八百鮮の奥さん「有限会社より株式会社の方が信用があって、融資も受けやすいって聞いたことがあるけど、どうかしら」

野々村「そうですね。従来は最低資本金制度がありましたから、一般に有限会社より株式会社の方が規模が大きいということは言えたのですが、新会社法では最低資本金制度がなくなり、従来の有限会社の規模の会社も株式会社になれますので、今後は株式会社という名前が会社の規模や信用を表す基準とはならなくなると思います」

八百鮮の主人「随分と株式会社にご執心だけど、何か企んでるのか？」

八百鮮の奥さん「別に。ただ、私に『株式会社八百鮮代表取締役社長』っていう肩書きも悪くないかなって。フフ」

①**決算公告**…会社の貸借対照表（大会社では損益計算書も）を広く一般に知らせること。その方法は官報や新聞に掲載するのが一般的だが、インターネットのホームページで公開することも可能である。株式会社には決算公告が義務付けられている。

②**みなし解散制度（休眠会社のみなし解散制度）**…株式会社では最後に登記してから12年経過した場合に一定の届出をしないと解散したものとみなされ、解散の登記がされる。

③**10年まで伸長できる**…株式会社の役員の任期は、取締役は「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」とされ、監査役は上記の「2年以内」を「4年以内」に変えた任期が原則ですが、株式会社のうち株式譲渡制限会社（非公開会社）については、定款で定めることにより、取締役も監査役も「選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」にまで伸長することができます。

人気の者

資本金1円で会社を作れる？

野々村「今回の新会社法で、①**最低資本金**が撤廃されたことにより、出資金が1円であっても株式会社をつくることができるようになりました」

八百鮮の奥さん「でもこれまでも1円で会社を設立できるってニュースで見たことがあるけど」

野々村「そう、これまでも②**確認会社**と言って、特別の手続きをして設立した会社は、資本金が最低資本金未満であっても設立することができるようになっていました。ただ、確認会社の場合は、設立後5年以内に最低資本金以上に増資をしないと会社を解散しなければならないという、期限付きの1円設立会社だったのです」

八百鮮の奥さん「でもそんなに簡単に会社をつくれるようにしたら、悪いことをするために会社をつくって、すぐに逃げてしまうような人が出てこないかしら」

野々村「確かにそうした恐れがないとは言えません。ただ、そのような法人格を濫用する事態への対応も、新会社法上の役員の責任追及規定や裁判の判例で認められた法人格否認の法理というものを適用することで、防止することもできると考えられています」

八百鮮の奥さん「会社の商号についても制度が変更されたそうね」

野々村「よくご存知ですね。従来は、③**類似商号制度**と言って、同一市町村内で同一の営業目的であるときは他の会社と類似する商号での登記を認めないという制度がありました。しかし、この制度には迅速な設立手続きができなくなるといった批判もあり、今回廃止されました」

八百鮮の主人「すると、うちの隣にうちと同じ『八百鮮』という店ができても、文句を言えないということですか」

野々村「本店が同一でない限り、そういう会社をつくること自体は可能になります。ただ、不正の目的を持って他の会社と誤認するような商号を使う者に対しては、停止や予防を求めることができるという会社法の規定があり、その他に不正競争防止法等にも損害賠償を求めることができる旨の規定がありますので、そうした法律の規定によって商号の権利を守ることができると思われます」

八百鮮の主人「ありがとうございました。おかげさまで今日は随分と勉強させてもらいました。さあ、疲れたから帰って昼寝でもするか」

八百鮮の奥さん「何言ってるの。これからが一番忙しい時間帯でしょ。早く帰って仕事よ、仕事！」

①**最低資本金**…会社が存立中に保持しなければならない資本の最低額。従来は、株式会社で1000万円、有限会社で300万円の出資金を最低資本金として設立時に準備する必要があったが、会社法ではこの規制を撤廃したため、出資額を1円として会社を設立することもできる。ただし、実際には会社の設立には定款を公証人に認証してもらう費用（約9万円）や登記に要する費用（登録免許税だけで最低15万円）がかかるので、1円だけで会社が作れるというわけではない。

②**確認会社**…「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により、経済産業大臣の確認を受けて、設立後5年間は最低資本金制度の適用を受けないとされた会社。従来の確認会社は定款に記載された解散事由を廃止すればそのまま存続できる。なお、その旨登記も必要である。

③**類似商号制度**…従来は会社の設立や商号変更・本店移転等の際に、類似商号調査が必要になることが多く、その手続きが煩雑になっていました。今後は会社の商号や目的を従来より自由に決めることができるようになるものと考えられています。

司法書士と会社法制

常に変動する取引社会の実情に対応するため、商法は、これまで度重なる改正がなされてきましたが、新たに会社法を制定して法律を整備し、企業に関する法体制についての集大成が行なわれました。

司法書士は、従来から、商法や有限会社法その他の会社関連法規に関するアドバイザーとして、また、それらの法律によって公示することが求められる事項を、企業の代理人として登記手続することを業とする我が国で唯一の法律専門職能として、会社関連法規の改正作業に携わってきました。さらに、依頼者である企業が意図する法的手続が実現できるよう、例えば、会社を設立するとき、定款を変更するとき、役員を改選するとき、あるいは、新株の発行手続を行うとき等、いろいろな場面で、株主総会もしくは取締役会に提案する議題の整理や、適法な株主総会の運営がなされるよう指導を行うなどして、また、定款や議事録等を作成するなどして社会の信頼に応えてきました。

新会社法の主な改正点

新会社法は、これまでの会社に関する法制度が、商法第2編「会社」、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）などから構成されていたものを一体化し、さらに、片仮名文語体であった条文を平仮名口語体に改めた法律です。改正の主な内容は、株式会社制度と有限会社制度の統合、最低資本金制度の廃止、組織再編に関する規制の見直し、株式会社の機関設計の柔軟性の導入、会計参与制度の創設、大会社における内部統制システム構築の基本方針の決定の義務化、合同会社制度の創設等が上げられます。

また、用語の統一を図るための定義規定が設けられ、例えば、公開会社は「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と規定され、その他にも、「営業」が「事業」に統一されました。用語が変更されたものもあり、例えば、「発行する株式の総数」は「発行可能株式総数」となりました。

さらに「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」では、商業登記法の改正も行われ、同一商号・同一本店での会社設立登記ができないことを除いて、類似商号に関する規制が廃止されました。

会社を作りたいのですが

現行法制度のもとでの会社設立は、ほとんど有限会社か株式会社というのが現状でした。平成16年度登記統計によれば、会社設立101,100件のうち、合名会社106件（0.1%）・合資会社1,610件（1.6%）・株式会社20,146件（19.9%）・有限会社79,238件（78.4%）という内訳になっています。合名会社や合資会社の比率が低いのは、これらの会社では法人が出資して無限責任社員となることができず、また、株式会社への組織変更が認められないなど、いろいろな制約があることが原因であると思われます。株

式会社よりも有限会社の比率が高いのは、株式会社では1,000万円の、有限会社では300万円の資本金が必要とされていることによるものと思われます。

新会社法のもとで設立できる会社は、有限会社法が廃止されたことにより、株式会社・合名会社（出資者の全員が無限責任社員）・合資会社（出資者の一部が無限責任社員、一部が有限責任社員）・合同会社（出資者の全員が有限責任社員）の4類型となります。

新会社法では、合名・合資・合同の各会社を総称して、持分会社と呼んでいます。

新会社法施行後に会社を設立する場合、株式会社については、最低資本金制度が廃止されており、持分会社については、株式会社等の法人が社員となることが可能となり、また、株式会社への組織変更をすることが認められるなど、起業する人にとっては、設立する会社の種類を選択できる幅が広がりました。さらに、有限責任事業組合や非営利特定法人等を設立することも、選択肢としては考えられます。

商号を選択するには、十分な配慮が必要となります。類似商号規制が廃止されたことにより、商号を選択できる幅は広がりましたが、「不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。」のは当然です。また、「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」とされていますので、他人の商号等として広く認識されているものと同一、もしくは類似の商号を使用した場合には、差止請求や損害賠償請求を受けることになります。

当会社は、株券を発行していないんですが

商法では、株券を発行することが原則とされ、株券を発行しない旨を定款で定めることができるとされていました。また、株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがある会社では、株主の請求があった場合のみ株券を発行すればよいことになっていました。

新会社法ではこれが逆転し、株券を発行しないことが原則とされ、定款で株券を発行する旨を定めた場合のみ株券を発行できることになりました。これにより、株券を発行する会社であることが登記事項となりますので、既存の株式会社で、株券を発行しない旨の定めがない会社は、株券を発行する旨の定めが登記されることになります。既存の株式会社には、定款に株券を発行しない旨の定めがなく、実際に株券を発行していない会社が多く存在すると思われますが、新会社法施行後でも定款を変更して、株券を発行しない会社とすることができます。

株式の譲渡制限は、変わりますか

株式は、譲渡性を有することが原則ですが、株式の譲渡制限は、会社にとって好ましくない者が株主とならないようにするための制度です。しかし、売買などの特定承継のみならず、相続その他の一般承継によっても株主の変動が起こります。そこで、会社にとって好ましくない者が株式を取得した場合に、その者に対して「株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。」ことになりました。

また、これまでの商法では、「定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」と規定されていましたが、新会社法では、「譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する」種類の株式と規定しています。これにより、株主に対する譲渡については承認を要しない、もしくは、株主のほか従業人や取締役等に対する譲渡についても承認を要しない旨を定款で定めることができるようになりました。さらには、承認されなかった場合の先買権者を、あらかじめ定款で定めておくことが可能となりました。

譲渡の承認は、原則として「株主総会（取締役会設置会社については、取締役会）の決議」とされていますが、定款で別段の定めをすることができ、取締役会設置会社においても株主総会を承認機関とすることができ、また、代表取締役に一任することも可能です。

当社には、譲渡制限に関する規定がないのですが

株式の譲渡制限に関する規定が設置されたのは、昭和41年7月1日に施行された改正商法においてですので、それ以前に設立された会社では、この規定を設置していない会社もあると思います。新会社法では、このような、株式の譲渡制限に関する規定を設置していない会社は公開会社とされますので、会社の機関設計をする上で制限を受けることになりました。すなわち、取締役会の設置が義務付けられ、監査役の権限を会計監査のみに限定することができなくなりました。それぞれの会社によって株主の構成が異なるでしょうが、新会社法施行前に譲渡制限に関する規定を設置したほうがいい場合も考えられます。

●新会社法における株式会社のイメージ

公開会社（株式を譲渡することが制限されていない会社）
- 大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社）である公開会社
- 大会社に分類されない中小会社である公開会社

公開会社以外の会社（発行するすべての種類の株式について譲渡制限を設けている会社）
- 大会社であって株式の譲渡制限を設けている会社
- 株式に譲渡制限を設けている中小会社（殆どの会社はこれに該当します）

なお、普通株式のみに譲渡制限を設け、優先株式には譲渡制限を設けない場合のように、一部の株式でも譲渡制限がない株式を発行する会社は、新会社法では、公開会社とされますので、注意が必要です。

会社の機関を、簡素化したいのですが

株式会社の機関として、株主総会が必要なのは新会社法においても変わりありませんが、それ以外の機関として、これまでの商法では、「取締役会・代表取締役・監査役」を設置（商法特例法を除く。）することが求められていました。新会社法では、公開会社以外の大会社以外の会社、すなわち、株式譲渡制限付中小会社では、定款自治による自由な機関設計が可能になりました。具体的には、

①取締役、
②取締役＋監査役、
③取締役会＋会計参与、
④取締役会＋監査役、
⑤取締役会＋監査役会、
⑥取締役＋監査役＋会計監査人、
⑦取締役会＋監査役＋会計監査人、
⑧取締役会＋委員会＋会計監査人、
⑨取締役会＋監査役会＋会計監査人

という機関設計が考えられます。特徴として、現在の有限会社と同様に、取締役1人のみの株式会社も認められることになりました。

なお、会計参与は、③の類型を除いていずれの類型においても設置することができます。

既存の株式会社は、新会社法施行後、定款中に取締役会および監査役を置く旨の定めがある④の類型の株式会社とみなされます。そこで、④以外の類型の機関設計をしようとする場合には、定款の変更が必要となりますが、その際、公開会社に該当する会社は、④⑤⑦⑧⑨の類型の機関設計を選択することが必要です。

役員について、変わったことはありますか

監査役については、会計監査権限と業務監査権限があるものとされましたが、公開会社以外の会社では、監査役の権限を会計監査権限に限定する旨を定款で定めることができることになりました。

新たに、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人が、会計書類の適正性を担保するため、取締役と共同して、計算書類およびその附属明細書等を作成することを役割とする役員として、会計参与制度が創設されました。具体的には、現在の顧問税理士が就任するのではないかと考えられています。会計参与の主な職務は、

①計算書類の取締役等との共同作成、
②会計参与報告書の作成、
③株主総会における計算書類の説明義務、
④計算書類の保存、
⑤会計書類の株主および債権者への開示、
⑥計算書類を承認する取締役会への出席などです。

今後は、会計参与が関与して作成した会計書類は、少なくとも、現状の計算書類に比べて信頼性が向上することになりますので、金融機関によっては、融資に際し、貸出金利等でインセンティブを与えるような状況が生じる可能性もなくはありません。

取締役や監査役の任期については、原則として変わりませんが、取締役については選任後2年以内に、監査役については選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとされ、「就任後」でなく「選任後」と変更されました。会計参与の任期は、取締役と同じです。ただし、公開会社以外の会社では、定款によって、その任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができるとされましたので、この期間内であれば、定款で自由に任期を定めることができることになりました。しかし、長期の任期を定めた場合、会社の運営方針を巡って株主間で対立が生じ、その結果として役員を解任するような事態が起こったときには、解任された役員から解任によって生じた損害の賠償を請求されることもありますので、任期を定める場合には、十分な配慮が必要となります。

なお、既存の有限会社は、新会社法施行後、定款を変更して商号を変更することにより、株式会社の商号を称することができますが、「特例有限会社」ではなくなりますので、商号変更後の役員の任期には、新会社法の役員の任期に関する規定が適用されることになります。具体的には、商号変更の効力が生じたときに、選任後2年以上の事業年度に関する定時総会を経過した取締役（監査役については4年）は、効力が発生したときに任期満了退任することになり、選任後1年以上の事業年度に関する定時総会を経過している取締役は1事業年度（監査役については3年）の残存期間があることになります。商号変更と同時に定款を変更し、役員の任期を10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとした場合には、選任後6事業年度に関する定時総会を経過した役員の任期は、4事業年度の残存期間があることになります。

東京司法書士会　橋爪伸由＝*Text*

東京司法書士会

無料法律相談

あなたの人生のいろいろな場面で
司法書士が力になります。

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター（四谷）

（お問い合わせは平日午前9時～午後5時）

お問い合わせは **03-3353-9191**（予約制）

毎週月曜日 午後4時～7時
毎週木曜日 午後6時～8時半
火曜日 午後6時～8時半
金曜日 午後4時～7時
水曜日 午後4時～7時
土曜日 午後1時～4時

墨田総合相談センター（錦糸町）

（お問い合わせは平日午前9時～午後5時）

お問い合わせは **03-3353-9191**（予約制）

毎週月曜日・火曜日 午後5時～8時　訴訟・クレジット・サラ金等多重債務の相談
毎週水曜日 午後5時～8時　登記・その他の法律相談

三多摩総合相談センター（立川）

（お問い合わせは平日午前10時～午後2時）

お問い合わせは **042-548-3933**（予約制）

毎週水曜日 午後5時～8時　訴訟・成年後見・登記・その他の法律相談
木曜日 午後5時～8時　クレジット・サラ金等多重債務の相談

◎フリーダイヤルによるクレサラ・法律相談

フリーダイヤル **0120-33-7173**

クレジット・サラ金相談　毎週月曜日～木曜日　午後6時～8時
訴訟に関する相談　毎週金曜日　午後6時～8時

◎メールによる法律相談

http://www.tokyokai.or.jp/

上記ホームページの相談コーナーをご利用ください。

◎相談内容

当番司法書士相談
クレジット・サラ金業者から訴えられた方のための相談

クレジット・サラ金相談
借金返済についての悩み、自己破産、ヤミ金融被害など

成年後見相談
高齢者・障害者の支援、相続、遺言など

訴訟に関する相談
敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談
土地建物の売買・相続・贈与による移転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談
商業登記、事業承継・企業再編など

訴えられたら!! 当番司法書士

ご存じですか？当番司法書士は、簡易裁判所でクレジット・サラ金業者等に訴えられたあなたのサポートをします。

Q　私は、忙しくていけないし、裁判なんて分からないので放っておいてもいいのですか？

A　放っておいてはいけません。
欠席裁判といって、相手の言い分が真実と違っていても、裁判ではそれがそのまま認められてしまい、給与等の差押えがなされる場合があるからです。

相談時間

毎週月曜日　午後4時～7時
火曜日　午後6時～8時半
水曜日　午後4時～7時
木曜日　午後6時～8時半
金曜日　午後4時～7時
土曜日　午後1時～4時
（ただし、祝祭日を除く）

相談場所

司法書士会館1階　総合相談センター
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
司法書士会館1階
相談予約ダイヤル **03-3353-9191**

受付時間

月曜から金曜の午前9時から午後5時まで
受け付けております。
できるだけ、電話予約して下さい。

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。
http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/

おすすめ
ワタシの
レシピ⑥

エビのマヨネーズソース和え

家族そろって過ごす、楽しい日曜日。
男の手料理で、サービスしてみては？
その思いやりが、最高の調味料です。

エビの
マヨネーズソース和え
（4人分）

エビ……20匹

ソース
- マヨネーズ……200g
- ケチャップ……小さじ1・1/2
- コンデンスミルク……大さじ3
- 塩……適量
- レモン汁……適量

塩、コショウ、ごま油、紹興酒‥適量

作り方

❶ソースの材料を混ぜ、冷蔵庫で寝かしておく。

❷エビの皮をむき、背開きにして背わたを取る。むきエビでも可。

❸エビを塩揉みした後、片栗粉をまぶして水洗いする。

❹ふきんやペーパータオルでエビの水分を取り、塩、コショウ、ごま油、紹興酒を適量ふり、揉み込む。

❺片栗粉を適量まぶし、170度の油で揚げる。

❻中華鍋（フライパンでも可）でソースを温め（温めすぎないこと）、揚がったエビを和えてできあがり！

背わたを取るなど、エビの下ごしらえが美味しさを左右します。片栗粉を適量まぶして洗えば、汚れと臭みが簡単に取れます。

マヨネーズベースのソースはケチャップやレモン汁の量で好みの味に。トリガラスープを少し入れれば、より中華風の味に。

+ point

エビを揚げる油の温度は、170度ほどがベスト。菜箸を入れて、先から細かな泡が出てくるぐらいが目安。

今回の料理人
川上 洋さん

小さな子どもを持つお母さんにとって、料理上手な旦那さんは、頼りになる存在です。

昨年4月、東京・三鷹に念願の事務所を設けた川上洋さん。忙しく働く中でも、家族へのサービスは忘れません。

「僕自身、子どもたちと遊ぶことが一番の楽しみなんです」

元気盛りの長男・真（しんくん（3歳）と、妹のはるかちゃん（8カ月）。2人と過ごす時間が癒しとなり、明日への活力に繋がるのです。

子育てと家のことを任せきりの奥さま・美佳さんには、休日の手料理に、日頃の感謝の気持ちを込めて。

「ささっと作れるものばかりですよ」と、本人は謙遜しますが、イタリアンを中心とする得意メニューは、どれも玄人はだしの出来栄え。今回作っていただいた「エビマヨ」も、濃厚でいてしつこくない、絶妙な味わいの逸品でした。

世のお父さんたちも、今度の日曜日には、このエビマヨで家族サービスしてみてはいかがですか？

吉永みち子のつれづれ日記 .12

シフトチェンジ。

吉永みち子＝*Text*
Takashi sudo＝*Illustration*

中高年世代は「まこ～」と言えば「甘えてばかりでごめんね」とメロディー付きで返ってくる。映画もヒットし、主題歌はレコード大賞を獲得した「愛と死をみつめて」が出版されたのは、東京オリンピックの年。難病の女子高生と大学生の純愛に日本中が感涙にむせんだものだった。当時は携帯だのメールだのない時代だから、関西と関東の遠距離恋愛を支えたのは公衆電話と往復書簡。今や公衆電話は激減し、郵政は民営化だ。世の中、お金がすべてのような時代になって、女子高生は援交でオヤジからカネを巻きあげるご時世。勝ち組負け組下流社会と大変貌を遂げている。そんな時代だから、人は純愛を求めるのか、「愛と死をみつめて」が再びテレビドラマ化されることになった。またみんな涙、涙で感動するのだろうか。そういえば「世界の中心で愛を叫ぶ」「今　会いに行きます」「私の頭の中の消しゴム」など、泣かせる題材は軒並み大ヒットしている。どうやら、みんな泣きたがっている。感動したがってウズウズしているようでもある。

そういえば、若い子たちが「めちゃくちゃ感動するよ」とか「すっげえ感動モンだよ」とかよく話している気がする。のべつ幕なし感動を求め、感動できるかどうかが価値の分かれ目になり、ほとんど感動の大安売り状態ともいえる。

感動という言葉で思い出すのは、4年前、優勝した貴乃花に「痛みに耐えてよくがんばった。感動した」と土俵の中心で叫んだ小泉総理。感動したがる人々が巷にあふれ出したのは、あの頃からだったのだろうか。感動と痛みがセットになって、耐える→泣くという流れが出来上がった。最も流れやすい方向にドドッと流れた。病や死や悲恋は、泣かせるには最適な題材で、もともと泣きたがっている人は、ひとたまりもない。

それにしても、あまりに直球で「やっぱり、感動したいですよねっ」なんて言われると、ひねくれ者の私などギョッとしてしまう。若い頃から、酒でも飲まなきゃ「感動した！」なんて口にできなかったし、感動を欲しがるなんてこともやや恥ずかしかった。絶対に泣いたりなんかしないぞというやせ我慢的な構えがあって、それでもどうにも抑えがきかずウルッとした状態なんて、人には決して知られたくなかったものだった。友達と話していて、何かの弾みで「感動しちゃってさ」なんて口走った時は、あわてて笑いにまぶしたりしていた。今は、感動がむきだしのまま、大声で語られている感じで、ややうつむき加減になってしまう。〝情〟や〝情動〟があふれる世の中は、どうも感情的な反応に走り勝ちになる。ワーッと感動するのと、ワーッと怒りに身をまかせるのと、大した違いはない。

〝感動〟が底をついてプロジェクトXも終了したし、〝ワンフレーズ感動マジック〟で国民の情を操った小泉政権も終了するし、そろそろ〝情〟から〝知〟の落ち着きにシフトしてもいい時期じゃないかと思うのだけど。

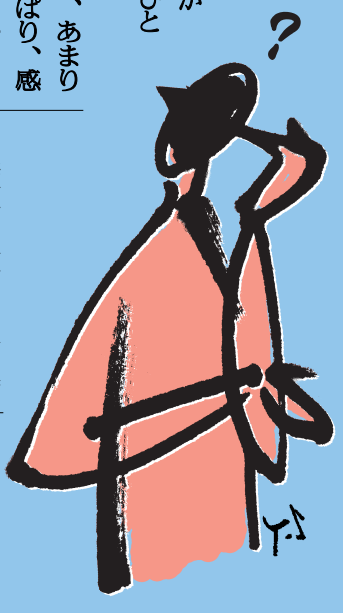

よしなが　みちこ
1950年埼玉県生まれ。ノンフィクション作家。元競馬記者。作家活動のほか講演会、テレビなどで活躍中。著書に「子供を蝕む家族病」（小学館）、「老婆は一日にしてならず」（東京書籍）、「変な子と呼ばれて ミッシェル・近藤の人生」（筑摩書房）など。

司法書士の情景

one day one scene

scene 12

鈴木加津志＝*Text*
Takashi sudo＝*Illustration*

今年は、モーツァルト生誕250周年ということで、巷では、モーツァルトのCDが飛ぶように売れているようです。モーツァルトの音楽は、高周波音を多く使っているので、脳の活性化を促す作用があるといわれています。また、誰が聞いても親しみやすいので、「癒し」や「リラクゼーション」の効果もあるようで、人間だけではなく、植物や動物を育てる場所でも、モーツァルトの音楽を使っています。

学校の音楽室には、バッハやベートーベンと並んで、モーツァルトの肖像画が掲げられています。ひねくれ者の私は、つい最近まで、意識的にこれら3人の作曲家のレコードやCDを買わないできましたが、テレビや映画あるいはラジオから、彼らの音楽が流れると、ついつい聞き入ってしまいます。やっぱりこの3人の作曲家は、偉大だと言わざるをえない、魅力のある音楽を作っています。

私は学生時代、吹奏楽とジャズに夢中になり、ろくに勉強もせず、楽団やサークルでトロンボーンを吹く毎日を過ごしていました。

演奏会などで、指揮もさせられました。指揮者は、指揮棒一つで楽団を自由に操ることができるのですが、適当に指揮棒を振って、拍子を取っているわけではありません。スコア（すべての楽器の楽譜が書かれた本）と睨めっこして、弦楽器・管楽器・打楽器という各パートの楽譜全体を読み取りながら、作曲家が描いた音符を、音楽として表現する作業を行っています。私は、音楽を聴く楽しみと演奏する楽しみに加え、音を見る（正確には、音符をたどりながら音を読む）という楽しみを覚えることができました。

大きな楽器店やレコード店に行くと、著名な作曲家のミニスコアが売られています。私の週末の楽しみは、ミニスコアを開いて、CDから流れる超一流のオーケストラの演奏を指揮することです。ベルリン・フィル演奏のブラームス、ウィーン・フィル演奏のベートーベン、シカゴ交響楽団演奏のチャイコフスキーなどを、まるで自分が一流の指揮者になった気分でタクトを振ります。演奏が終わり、指揮棒を下ろすと、悩み事も何もかもすべてを忘れ、頭の中がすっきりして、空っぽの状態になります。この上なく最高の気分に、しばし浸ることができます。

スコアを見ていると、近代の作曲家になるほど楽曲の構成が複雑になることに気がつきます。使われる楽器の種類や数が増え、オーケストレーションの技法が発達したからだと思われますが、ストラビンスキーの楽譜などは、見ているだけで頭が痛くなるくらい音符が踊っています。それに比べ、モーツァルトの楽譜はいたってシンプルで、たったこれだけの音符から、あのような音が作り出せるのかと、不思議に思うくらいの楽譜です。シンプルな音符の積み重ねの音楽のほうが、人の心をつかむものなのかも知れません。

私などは、さほど沢山の楽譜を見ているわけではありませんが、楽譜を読みながら音楽を聴いていて、その人が「音楽の天才」と呼ばれるのも無理はないと思うのは、ベートーベンです。心地よい旋律やリズム、無駄の無い音符の配置、どれをとっても流石という気がします。年末になると、いたる所で彼の第9交響曲が流れます。以前は、押し付けがましく聴かされるこの曲が何となく嫌いだったのですが、この曲の楽譜を買ってからは、その評価が一変しました。この交響曲は奥が深く、指揮をしていると、とても崇高な気分に包まれます。もっと早くスコアを手にしていればよかったと、今ではとても後悔しています。世間では、モーツァルトが話題になっているときだからこそ、あえて言わせて下さい。やっぱ、ベートーベンは天才だ！

INFORMATION

無料法律相談会
敷金・賃貸トラブル110番

開催日時：4月22日(土)・23日(日)
10:00〜16:00

●電話による相談
03-3353-9205(予約不要)

●面談による相談　(要事前予約)
面談会場　司法書士会館1階
予約・問合せ　03-3353-9191
(平日9:00〜12:00・13:00〜17:00)

次号2006年夏号予告
「三宅島相談日誌」
司法過疎対策

◆JR四ツ谷駅四ツ谷口徒歩4分
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

NHKはみなさんの受信料で ささえられています。

〜テレビを設置されたら、受信料のお支払いが必要です〜

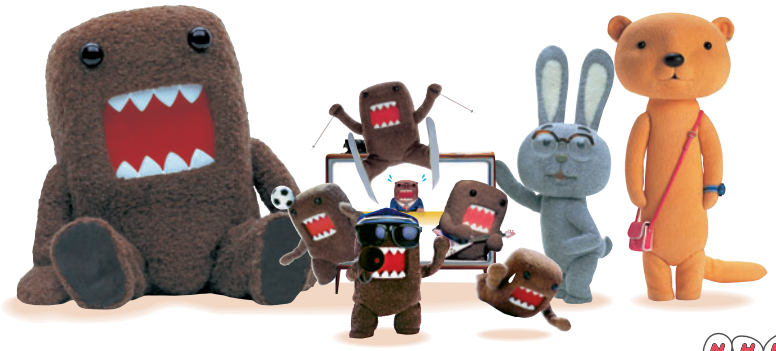

○転居された方　○衛星放送を受信し、衛星契約がまだお済みでない方
○テレビをお持ちで、受信契約がまだお済みでない方　○口座振替をご希望の方
は、NHKへのご連絡をお願いします。

0120-151515 (受付時間:午前9時から午後10時)
インターネットでも手続きができます。
http://www.nhk.or.jp/eigyo/

あなたとともに、赤十字。

日本赤十字社は、医療・血液・社会福祉事業等幅広い活動を展開しています。

日本赤十字社東京都支部に対して会費(社費)・寄付金のご協力をいただくと、特定寄付金や指定寄付金など、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはパンフレット、ホームページをご覧ください。

日本赤十字社東京都支部
TEL.03-5273-6741　http://www.tokyo.jrc.or.jp

皆様からいただく会費(社費)と寄付金が赤十字の活動を支えています。

falo ファーロ

司法の窓
2006年3月31日発行　定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191
編集人　毛受　正雄
編　集　野村　耕史／尾林　玉緒
鈴木加津志
デザイン・制作 (株)アイデス・プランニング
バックカバーフォト　井出　恒雄
印刷　あかつき印刷株式会社

編集後記

「むつかしい法律をもっと身近に」をテーマに、表紙・会話文・4コマ漫画と工夫を凝らした今号の会社法特集、いかがでしたでしょうか？次号はまた視点を変えて、南の島での司法書士の活躍をドキュメンタリー風？にお届けする予定です。お楽しみに。

K. N.

What's「falo」？
falo(ファーロ)とはイタリア語で「灯台」を表す言葉です。

司法書士

あなたの街の法律家

東京司法書士会

http://www.tokyokai.or.jp/